

令和8年1月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	73	73	72	77	65	82	88	58	63	65			716
問い合わせ	2	1	5	1	9	2	4	5	7	13			49
要望	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0			1
計	75	74	77	78	74	84	93	63	70	78	0	0	766
(前年度計)	(68)	(62)	(61)	(88)	(61)	(76)	(66)	(65)	(73)	(61)	(51)	(79)	(811)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	3	6	6	5	6	4	6	4	2	3			45
(前年度)	(5)	(4)	(7)	(2)	(5)	(2)	(3)	(7)	(2)	(3)	(3)	(2)	(45)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	2	2	1	0	0	0	0	0	2	1			8
20歳代	5	7	4	6	3	10	6	5	6	5			57
30歳代	6	8	10	14	11	8	11	5	8	6			87
40歳代	3	10	9	6	11	13	13	7	12	7			91
50歳代	17	11	11	18	14	16	14	8	9	17			135
60歳代	10	12	17	12	15	14	14	10	14	10			128
70歳以上	21	15	17	20	16	17	30	24	10	21			191
その他・不明	11	9	8	2	4	6	5	4	9	11			69
計	75	74	77	78	74	84	93	63	70	78	0	0	766

今月の相談事例

海産物事業者から以前購入してもらった方に電話をしていると、携帯電話に連絡があった。カニとホタテがセットで2万円で販売していると言われたが、今まで購入したことはない。断ると、ホッケも付けて1万5千円にするしつこく勧められた。根負けして代引きで購入することにしたが、家族に相談すると止めるよう言われた。業者の着信番号に連絡したが留守電になりつながらない。業者名はよく聞き取れなかった。もし届いたらどうしたら良いか。

センターからのアドバイス

海産物の電話勧誘トラブルは全国のセンターに多数寄せられています。電話勧誘販売は特定商取引法によりクーリングオフが可能ですので、特定商取引法に定める書面を受取った日から8日以内に解除のハガキを出します。事例では再度業者にクーリングオフすることを電話連絡し、送られてきた時はクーリングオフのハガキを出し、商品は着払いでの返送を助言しました。電話による勧誘はトラブルのきっかけになることが多いです。知らない電話には出ないようにしましょう。不要ならきっぱり断り電話を切りましょう。